

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人洲本たちばな福祉会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員及び役員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 法人の役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または、理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- (1) 役員等が理事会及び評議員会等に出席した場合 5,000円
- (2) 監事が、監査を実施した場合 5,000円
- (3) 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席した場合 5,000円

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受け行う。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月20日から改正施行する。

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。